

三光鳥

サンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュース第8号

2024(令和6)年7月吉日

発行 静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所
〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

http://shizu-law.jp



暑中お見舞い申し上げます

SHIZUOKA LAW OFFICE
静岡法律事務所
弁護士法人静岡法律事務所

静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。

日本弁護士連合会副会長を経験して！

猛暑のみぎりではございますが、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、本年3月末で、任期1年の日本弁護士連合会副会長を退任いたしました。在任中は、沢山の方々にお世話になり、また様々な得難い経験をさせていただきました。関係者の皆様方には、厚く御礼申し上げます。また、顧問先や依頼者の皆様方には何かとご不便をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

日弁連では、副会長として、主として①災害復興支援、②憲法、③民事介入暴力対策、④弁護士業務妨害対策、⑤人権擁護大会、⑥綱紀・懲戒・弁護士倫理などの分野を担当させていただきました。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、日弁連の災害対策本部長代行として、微力ながら法律相談体制の構築などのお手伝いをさせていただきました。また、憲法を巡る厳しい緊張関係の中で、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義という日本国憲法の三大原則を、具体的諸問題において「不断の努力」の中で堅持していくことの大切さを痛感いたしました。現在、NHK朝ドラで、日本初の女性弁護士、判事、家裁所長となった女性をモデルとした「虎と翼」という番組が放送されていますが、日本国憲法の価値を改めて実感するものとなっています。

昨年8月末には、オウム真理教と対峙して亡くなられた坂本弁護士一家の慰霊の旅に会長とともに参加し、お三方が埋められていた近くに建てられた新潟県・富山県・長野県の3メモリアルを訪問しました。ご冥福をお祈りするとともに、非人道的で卑劣極まりないこの事件に改めて強い怒りを覚えました。弁護士に対する攻撃・妨害により弁護士が萎縮したら、市民の人権が危くなる！弁護士業務妨害対策の重要性を再認識するとともに、任期中、日弁連弁護士業務妨害対策委員会の強化に微力ながら貢献できたことを誇りに思っています。

日弁連人権擁護大会・民暴大会(富山・山梨)・各弁連大会など様々な行事に参加し、各県を巡るのは大変でしたが、楽しみでもありました。教育行政における法務相談体制のあり方の問題や、懲戒手続に関する諸問題のあり方などでは多くの議論を呼び、様々なご意見をいただき、結着は年度末近くになりましたが、ここでも得難い経験をさせていただきました。最後まで、駆け抜けた1年間でしたが、お支えいただきました皆様方に、深く感謝申し上げます。

弁護士法人静岡法律事務所 代表社員
静岡法律事務所 所長
弁護士 大多和 暁



選択的夫婦別姓について

本年4月に、日弁連初の女性会長が誕生し、発足した淵上玲子執行部は、選択的夫婦別姓の実現を高く掲げています。日弁連は、1993年以降この制度を導入するよう求め、静岡県弁護士会でも2度にわたる会長声明で導入を強く求めてきました。日本も締結した国連女性差別撤廃条約に基づく国連女性差別撤廃委員会も日本に対して3度も勧告を出しています。夫婦同姓を強制しているのは日本だけです。1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を答申し、それをもとに法律改正案が作成されましたが、国会に提出されませんでした。世論の約7割がこの導入に賛成しているのに、何故？日本をサタンの国と呼ぶ韓国由来の旧統一教会の家父長的家族観が、自民党保守派へ影響を与えているとも言われています。

自民党では2021年3月25日に「選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟」が設立され、100人を超える議員が加入しました。また、自民党は2021年に「氏のあり方に関するワーキングチーム(WT)」(座長：石原伸晃元幹事長)を作りましたが、推進派と慎重派が対立して論点整理をした後は休眠状態となっています。

ところが、本年6月10日 経団連が選択的夫婦別姓の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう政府に求める提言をまとめました。また、推進議連会長の濱田靖一自民党国会対策委員長は、渡海紀三朗政調会長に対して、2021年を最後にストップしていた自民党内の議論を再開するよう申し入れました。そこで、渡海政調会長は、選択的夫婦別姓制度をめぐる党内の議論を3年ぶりに再開する方針を明らかにし、WTを再開して新たな座長に逢沢一郎党規委員長をあてる方向だとのこと。

時は来た？日弁連淵上執行部は、是非超党派の推進議連を立ち上げるよう国会議員に強く働きかけるなど、この制度の導入に大きな影響力を発揮するよう期待しています。

無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご利用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時

土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3F

〒420-0839 054-205-2250

毎月第2金曜日 18時～20時

毎月第4土曜日 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350

特集

離婚後共同親権制度の導入について

弁護士 丸山大貴



2024(令和6)年5月17日、離婚後も父母が親権行使を共同で行うことを認める離婚後共同親権制度の導入を含む「民法等の一部を改正する法律案」が成立し、2026(令和8)年までに施行されることになりました。そこで今回は、離婚後共同親権制度の概要及びその導入後に懸念される問題点について紹介します。

1 離婚後共同親権制度とは

現行法では、未成年の子がいる父母が離婚をすると、父母のどちらか一方のみがその子の親権者となり、双方は親権者となれ、これに対し、改正法では、父母の協議又は裁判所の判断により、離婚した父母の双方が子の親権者となることもできるようになりました。

2 懸念される問題点

離婚後共同親権制度については、離婚後も父母双方が子の親権を持つことにより円滑な面会交流や養育費の支払確保が期待できる等の肯定的な意見もある一方、次のような問題点も指摘されています。

(1) DV・虐待事案において被害者が加害者から共同親権を強制されるおそれ

改正法では、父母の合意により共同親権を選択できるようになるため、その合意が真意に基づくものかチェックする必要があります。しかし、現時点では、そのチェックの具体的な仕組みについて議論されていません。そのため、DV・虐待の被害者が、加害者との間の支配・力関係の下、その真意に反して共同親権を選択しても、その事実が見逃されるおそれがあります。

(2) 子に関する重要事項を決定できないおそれ

改正法では、離婚時に父母が共同親権を選択した場合でも、「子の利益のために急迫の事情があるとき」や「監護及び教育に関する日常の行為」については共同親権者の一方による単独での親権行使が可能となります。しかし、いかなる場合に単独行使が可能かについては不明であり、受験や手術等の子の重要事項に関する意思決定に混乱と遅滞が生じるおそれがあります。

(3) 共同親権をめぐる紛争多発のおそれ

改正法の下では、親子関係の規律が大きく変わり、これまでにない紛争が増加する可能性があります。例えば、現行法の下で離婚した父母が単独親権から共同親権への変更を求めて裁判所へ申立てをする、一方の共同親権者が「急迫の事情がある」又は「監護及び教育に関する日常の行為」であると考えて行った行為について、他方の共同親権者が当該行為に関する無効確認訴訟や損害賠償請求訴訟を提起する等の新たな事件類型の増加が予想されます。

(4) その他

ほかにも、今回の改正に伴う紛争増加に家庭裁判所が対応できないのではないかといった問題点も指摘されているところであり、改正法の施行までに、子の利益の確保やDV・虐待被害者対策、家庭裁判所の体制強化等の様々な措置の実施が求められます。

ひとこと

日弁連前小林執行部は、再審法改正実現に大きな力を注ぎ、今年3月に自民党麻生副総裁を最高顧問、各党代表を顧問とする超党派の推進議連が発足した。

これに呼応して、静岡県弁護士会は、県内議会での再審法改正実現意見書の採択活動に取り組み、県内36の県市町議会中約3分の2の23議会で意見書が採択されている。

【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円～)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになります。また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料です。契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、3つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁 弁護士 望月 正人 弁護士 池田 剛志 弁護士 植松 真樹

弁護士 古澤 一樹 弁護士 菅野 雄児 弁護士 伊東 達也 弁護士 桐山 圭悟

弁護士 上野 哲郎 弁護士 小川 寛大 弁護士 窪田 幹洋 弁護士 金光 誉樹

弁護士 丸山大貴 弁護士 末高 裕之

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤 博史 弁護士 吉川 友朗

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホン(星)、ホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

